

近畿地方年金記録訂正審議会第1部会（第108回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月3日（木） 13時20分から14時55分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 大野部会長、鈴木委員、伊月委員、栗飯原委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 3件）
厚生年金保険事案3件について、部会として2件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第5部会（第96回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月4日（金） 13時30分から13時55分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 井上部会長、今中委員、吉岡委員、小倉委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第3部会（第105回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月8日（火） 13時30分から14時45分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 野田部会長、山下委員、井村委員、竹原委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 1件）
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第4部会（第102回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月9日（水） 13時25分から14時10分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 東部会長、渡辺委員、小牧委員、震明委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第2部会（第107回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月10日（木） 13時20分から14時30分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 濱部会長、吉井委員、大串委員、藤原委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 2件、厚生年金保険 1件）
国民年金事案2件について、部会として1件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第1部会（第109回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月17日（木） 13時15分から14時20分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 大野部会長、鈴木委員、伊月委員、栗飯原委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 1件）
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第4部会（第103回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月24日（木） 13時25分から14時55分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 東部会長、渡辺委員、小牧委員、震明委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 1件）
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第2部会（第108回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月25日（金） 13時20分から14時20分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 濱部会長、吉井委員、大串委員、藤原委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 2件）
厚生年金保険事案2件について、部会として1件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第3部会（第106回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月29日（火） 13時35分から14時35分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 野田部会長、山下委員、井村委員、竹原委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 1件）
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。